

食鳥処理場における鳥インフルエンザ発生時の防疫対応

姫路家畜保健衛生所 防疫第1課 岡田 崇

【はじめに】

本県では、平成16年2月に県内食鳥処理場(以下処理場)で、高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、処理場で発生した際の対応として、県食肉衛生検査センター(以下食検)の指導のもと、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(以下食鳥検査法)に基づき、処理場毎に「処理場マニュアル」が整備された。

その後、平成23年1月に宮崎県の処理場で、高病原性鳥インフルエンザが発見された際の宮崎県の対応から汚染物品等の処分に対する法の解釈や、平成23年10月に特定家畜伝染病防疫指針(以下指針)の改正に伴い、処理場で異常鶏が発見された際の指導事項や処理場再開の要件などが具体的に追加され、家畜伝染病予防法(以下家伝法)における対応と食鳥検査法における対応の解釈に食検と家保の間で齟齬が見られた。

そこで、地域の実情を考慮した形で、両法が補完し合うように整理が必要であると考えられ、家保と食検で改めて協議を行った。

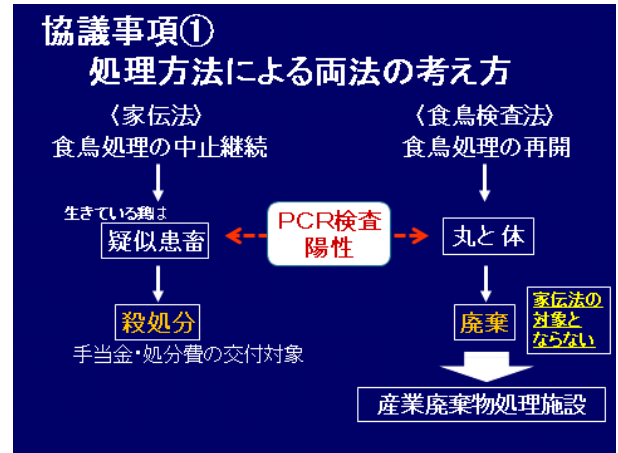
【家保・食検・処理場との協議】

平成25年7月から家保と食検で処理場での防疫対応について協議を開始し、まず初めに、家保、食検、処理場毎に家伝法及び食鳥検査法に基づく対応を時系列に沿って区分整理をした。それに基づき、両法でポイントとなる対応を整理し、処理場へ示すことにした。

平成25年11月から管内の大規模処理場3施設で順次協議会を開催し、処理場マニュアルの対応を確認し、家保・食検で整理した対応方針について説明を行った。

(1)簡易検査陽性後の生鳥処理の考え方

家保、食検の協議では、簡易検査陽性後の生鳥の処理方法による両法の考え方について確認した(図1)。



(図1)簡易検査後の生鳥処理の両法の考え方

家伝法では、PCR検査の結果が確定するまで食鳥処理の中止を継続し、確定時に生きた状態で保管された鶏は疑似患畜となり、家伝法に基づく殺処分の対象となり、手当金や処分費が交付される。

しかし、平成16年3月の厚生労働省からの通知文書に従った食鳥検査法に基づく現在の処理場マニュアルの対応では、食検からの指示により、食鳥処理が再開し、PCR検査の結果が確定する時には、すでに丸と体となっている。そのため、手当金等の対象とならず、処理場自らが産業廃棄物処理施設で処分が必要となることが確認された。

そこで、この対応については、処理場毎の協議会で判断を求めることとした。

(2)処理場との協議

処理場との協議で、家伝法に基づく対応では、検査結果が確定するまでの約10時間を生鳥で保管する必要があることを説明し、対応方針の判断を求めた。

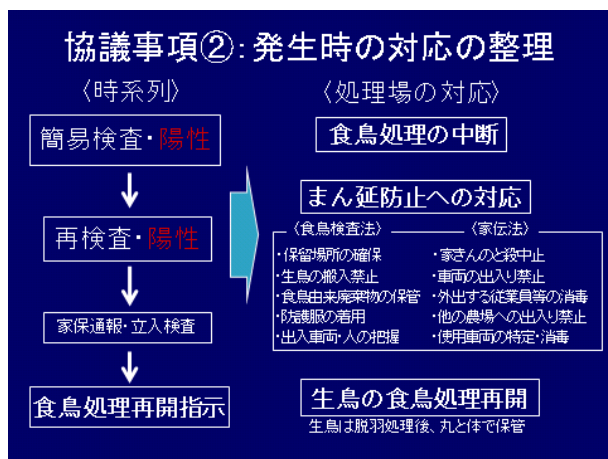
管内3処理場は、住宅密集地に隣接していたり、地域住民との協定などにより生鳥のまま保管することが困難であることから、再開の指示があれば、マニュアルどおりPCR検査の結果を待たずして食鳥処理をする方針を固めた。

(3) 協議結果の整理

三者で協議してきた結果を、発生からのポイントとなる対応で整理すると、(図2)第1のポイントは、異常鶏を発見し、食鳥検査員が現場で行う簡易検査で陽性となった場合、処理場は食鳥処理を中断すること。

第2のポイントは、場内の検査室での再検査で陽性となった場合、食鳥検査員から処理場がまん延防止の為にとるべき対応の指示を受ける。指示の内容は、家伝法上の指導事項も含めて行い、指針より早い段階で対応を促します。

第3のポイントは、家保の立入検査完了後、食検から食鳥処理再開が指示され、生鳥を丸と体の状態まで処理し、保管することの三点に集約された。



(図2) 発生時の対応の整理

【研修会の開催によるマニュアル検証】

これまで、家保、食検、処理場の三者で協議を重ね、マニュアルの対応について確認を行い、対応方針を整理した。

そこで、整理した方針に基づき処理場での防疫対応を検証するため、管内の処理場で3処理場の関係者、食検、家保で防疫研修を開催した。

研修会は3部構成で実施し、第1部は、簡易検査後の対応の確認や防護服の着脱について講義形式で実施した(図3)。

処理場での防疫対応の検証

I 処理場における防疫研修

1 研修の概要
 日時: 平成26年10月31日
 場所: 管内食鳥処理場
 参集: 管内3処理場関係者、食検、家保

2 内容
 〈第1部〉講義形式
 ・簡易検査後の対応
 ・防護服の着脱

(図3) 防疫研修の概要

第2部では、生きた鶏を用いて異常鶏発見後の初動防疫における行動を確認する実地訓練を行った。実地訓練では、簡易検査の実施時、再検査の実施時の行動を確認し、生鳥の処理再開後は、丸と体で保管することを確認した(図4)。

〈第2部〉実地訓練: 異常鶏発見後の行動確認

①簡易検査の実施
 ・食鳥処理を中断
 ・まん延防止指示

②再検査の実施
 ・家保連絡、立入検査
 ・処理済と体の区分管理指示

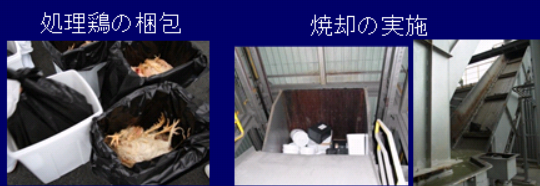
③生鳥の処理再開
 懸鳥 → と殺 → (脱羽)

(図4) 防疫研修: 第2部実地訓練

第3部の焼却試験では、産業廃棄物処理施設と対応条件の調整を行い、焼却実績のない1施設で今回の実地訓練で用いた鶏で焼却試験を実施し、今回の結果を受け、処理場が同施設と委託契約の締結に向けた調整を行えた(図5)。

〈第3部〉焼却試験の実施

- ・産業廃棄物処理施設と対応条件を調整
- ・実地訓練で用いた鶏で焼却試験を実施



処理場との委託契約に向けた調整

(図5)防疫研修:第3部焼却試験

【研修会を受けての検証】

実地訓練を終え、処理場から「疑い鶏を食鳥処理ラインで処理することで、場内の汚染エリアが拡大し、従事者がウイルスに暴露する危険性を考えると、生鳥プラット上で処分の方が汚染防止や従事者の安全性の面からも良いのでは」と意見があり、家保としても、伝染病の疑いがある鶏を食鳥ラインで処理することに疑問を持っていたため、処理場の判断に賛同し、生鳥プラット上で自主廃棄に向けた殺処分方法を検討した。

(1)生鳥の処分方法の検討

生鳥プラットでは従事者も限られるため、早急に準備可能な資材を用いて、容易かつ短時間で処分ができる方法を検討した。今回は、集鳥カゴに鶏を入れたまま処分することとし、集鳥カゴを積み上げ、周囲をラップフィルムで密閉し、ドライアイスのカゴの上部から投入して行った(図6)。

Ⅲ 生鳥プラット上での処分方法の検証

目的: 処理場で準備可能な資材を用いて、容易かつ短時間で処分する方法を検討

- ①集鳥カゴを積上 ②ラップフィルムで密閉 ③ドライアイス投入



(図6)生鳥の処分方法の検証

結果、処分方法も単純で、20分と短時間で処理でき、従事者の安全性を考えると良い方法と処理場も好感触を持たれた。

【取り組みの成果】

今回の取り組みでは、三者で協議を重ね、県内初の処理場での実地訓練を通して、処理場の実態に沿った防疫体制が導けた。

また、処理場自ら、職員へ研修内容の周知や、必要資材の備蓄、自主廃棄のための処理施設との委託契約に向けた調整など、初動防疫の必要性や事前準備の必要性が認識された。

そして、発生から処理場再開までを含めた処理場マニュアルの見直しに導くことができた。

【まとめ】

食鳥処理場で鳥インフルエンザが発生した際には、家保は、「処理場を起点とした農場への拡散防止」、食検は、「処理場での食品への汚染防止」の観点から、「速やかに防疫措置を完了させる」ことが重要であり、その対応として処理場が「PCR検査の結果を待たずして防疫措置を完了させる」、「生鳥は、食鳥処理ラインを通さずに処分する」といった判断は、最善の選択であると考えられた。

今回の取り組みにより、「家伝法の対応」と「食鳥検査法の対応」が互いに補完し合うことで、疑い段階から格段に早く処理が終了するシステムが構築された。

今後は、本マニュアルの対応を周知し、三者で協議を重ねた取り組みを継続していきたい。